

商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成

——備後尾道橋本家文書を事例として——

西 向 宏 介

【要旨】 本稿は、備後尾道の豪商橋本家文書をもとに、商家文書の整理法を述べたものである。ここでは、経営帳簿の分析を通して目録編成を行う方法を試論として提示している。商家においては一般に、生活の場としての「家」と商家の本質である「店」（経営組織）とが分離した店制をとっており、文書もほぼこの内部組織に照応して残っていると言われている。しかし、商家によっては明確な店制をとらないものもあり、内部組織のあり方は一様ではない。したがって、それらを一定の統一した基準に基づいて整理する方法論が求められるが、その意味で経営帳簿をもとした目録編成法は有効であると思われる。橋本家文書に即して見ると、同家の経営全体の損益や資産を書き上げた帳簿として「本家物勘定帳」があるが、そこに記帳されている内容の大半は、他の経営帳簿から転記されたものであり、これら諸帳簿の相互関係をたどっていくことによって、「本家物勘定帳」を頂点とした経営帳簿の組織構造を組み立てていくことができる。橋本家のように明確な店制をとっている場合には、この経営帳簿組織のあり方から「家」と「店」に分離した内部組織の構造を描くことができるのであり、最終的に目録編成を行う際にも、この経営帳簿組織のあり方や商家の内部組織のあり方をもとにして、項目立てや文書の配列を行うことができると考えられる。

一 商家文書の目録編成をめぐる課題

近年の記録史料学の急速な発展に伴って、文書の整理論や目録編成論についても指針となる研究や実践例が少しずつ生み出されつつあるように思われる。農村文書に比べてやや研究が遅れている商家文書の整理・目録編成についても、方法

論を確立するための素材が提供されつつある。

商家文書をめぐるこれまでの研究成果を概観してみると、その整理・目録編成をめぐっては、組織体内部の生活組織Ⅱ「家」と経営組織Ⅱ「店」の分離状況が、一つの大きな論点となつていくことが分かる。三井家を素材とした鶴岡美枝子氏の研究や信州松代八田家を素材とした大藤修氏の研究では、大元方や内方といった統轄機関のもとに各営業部門を担当する店が組織されるという店制がとられていることが指摘されており、それをもとに項目設定や文書の配列がなされている。それに対して、藤本隆士氏が提示された天草御領村石本家の事例では、家計と経営の分離が完成されず、経営の全動向を把握する帳簿が存在しないといった指摘がなされている。また、渡辺浩一氏が提示された名古屋元材木町神戸家の事例では、家内部に見るべき経営組織をもたないため、大藤氏が提示されたような「家」と「店」との分離を前提とする目録編成論が適用できないと述べられている。このように、これまでの研究や実践例が示してきたことによれば、「家」と「店」の分離如何が商家文書の目録編成のあり方を大きく左右することになる。

では、商家文書の目録編成に関しては、原秩序を尊重しつつ、その文書の構造に応じて臨機応変に整理する以外、統一的な基準はないのだろうか。

ところで、ある商家において、仕切書や受取書が大量に蓄積されてくると、それらを適切に管理する意味でも、仕切帳や売帳・買帳などが作成されるようになる。こうした経営帳簿は商家にとつて、経営内容を適切に把握するための手段であると同時に、大量に授受作成される経営文書を一定の基準のもとに整理するための手段として理解することもできよう。したがって、経営文書を中心とする商家文書の整理・目録編成にあたっては、経営帳簿の分析を手がかりにすることが最も有効な方法であると考えられる。しかし、これまで、経営帳簿を史料学的観点から考察したいくつかの研究成果を見てみると、古文書学的な考察や、経営史研究の一環として簿記技法などに焦点を当てたものが多く、帳簿組織の分析が商家

文書の整理論や目録編成論にまで結びつけられている例はほとんど見受けられない⁽⁵⁾。経営帳簿組織の復元をもとに商家文書の目録編成を行うという手法は、実践例としてはいくつか存在するとしても、整理担当者の間で方法論としてどこまで共通認識が得られているのか疑問である。

以上のように、本稿では、商家文書の目録編成における経営帳簿分析の有効性を主張する立場から、備後尾道の豪商橋本家文書を素材として、商家文書の目録編成に向けての実践例を提示することにした。

二 備後尾道橋本家文書の概要

まずはじめに、本稿で扱う備後尾道橋本家とその文書の概要について説明しておきたい。

尾道には早くから、泉屋・渋谷・住屋といった中世以来の系譜をもついわゆる初期豪商が存在し、港町としての商業機能を担っていた。橋本家（灰屋）が登場するのは彼らよりやや遅れ、寛永の地詰帳に「灰屋次郎右衛門」・「灰屋後家」の各一軒が登場するのが史料上の初見である。灰屋次郎右衛門家は、寛永期に家族を合わせ二〇人余の使用人を抱えており、かなりの商家経営を営んでいたとされている⁽⁶⁾。灰屋は後に次郎右衛門家（分家）と吉兵衛家（分家）の二本建になったと言われているが、いわゆる橋本家文書には次郎右衛門関係のものはほとんど残っていないことから、この文書群は吉兵衛家の文書であるとは断定できる。橋本吉兵衛家（角灰屋⁽⁷⁾）の系図は、現在一般には知られておらず、橋本家文書の中にも系図は存在しない。一方、次郎右衛門家の系図については、『尾道市史』を著した青木茂氏旧蔵の「橋本氏先祖記」がある⁽⁸⁾。これによると、二代目次郎右衛門信孝の長男（寛文十一年二月二日没）が別家して角灰屋（吉兵衛家）の祖となったとあり、また、三代目三郎左衛門正直の四男である灰屋甚七郎章貞（享保十七年八月十二日没）が別家して西灰屋の

祖となったとされている。橋本家文書には、西灰屋関係の文書が相当数残されているが、角灰屋と西灰屋の詳細な関係については今後の課題である。両家とも、もともとは灰屋次郎右衛門家の分家として出発しているが、ある時期から角灰屋が質屋・銀貸・両替などの経営発展を通じて次郎右衛門家を凌駕し、西灰屋との間で本分家関係を構築していったものと考えられる。角灰屋の基本的な性格は上層の金融資本であり、尾道の問屋両仲買に対して資金援助を行って関係を深め、また明治期以降も、彼ら地域商業資本の結合の要として大きな役割を果たしている。⁽⁹⁾一方、西灰屋の方は、元禄八年に質屋および古手・米穀・木綿などを取り扱う商人として出発したとされている。⁽¹⁰⁾同家の場合も基本的には金融資本であり、古手などの商品売買は、むしろ質店での金融業務において担保流れとなったものを取り扱うという性格のものであったと考えられる。

さて、橋本家文書についてであるが、その伝来経緯については、不明な点が多い。現在その主なものは広島県立文書館が収蔵しているが、もとは古書店に売却されていたものを広島県立図書館が昭和四十三年二月十三日に購入し仮整理したものであり、県立文書館の開館に伴って同館に移管されたものである。概数は一万五〇〇〇点であるが、この他に、橋本家から寄託された文書約五〇〇点余も一緒に同館で収蔵している。また、これ以外には、青木茂氏が当主橋本龍一氏から寄贈を受けた「十四日町年誌」他約一四〇点の文書がある。これは昭和十四年三月、尾道十四日町にあった橋本家の倉庫を都市計画事業で取り払う際に出てきたもので、⁽¹¹⁾現在は岡山県浅口郡金光町の金光図書館が所蔵している。また、橋本家が所蔵していた書籍類については尾道市立図書館が所蔵しており、⁽¹²⁾最終的に『橋本家文書目録』を作成するためには、これらの史料群全てについて押さえる必要がある。

次に、橋本家文書の構造について見ておきたい。

文書群全体の構造分析は作業途中であるため、詳細は今後の課題であるが、大まかには、角灰屋（経営）、橋本家（家）、

尾道町年寄、問屋座御役所他（雲州廻米廻勤御用など会所関係文書）の四つに分けられる。

先に述べたように、橋本文書は基本的には角灰屋橋本吉兵衛家の文書であると考えられるが、西灰屋を作成主体とする文書もしくは帳簿群が存在する。この点は、後に目録編成を行う際に問題となる点であり、後で再度言及するが、これらは全て角灰屋の経営関係に含まれる。橋本家の家関係文書については、さらに二つに区分することができる。一つは、本家内部での生活全般に関わる家政関係文書であり、もう一つは文芸関係の文書である。角灰屋の歴代当主のうち、橋本竹下や静娘などは、詩文・歌道などに長じており、詩歌や稿本および草稿が数多く残されている。特に竹下は、初め菅茶山に学び、後に京都に出て頼山陽に学ぶなど文芸活動に力を入れており、県立文書館で収蔵しているもののうち寄託文書の大半は、竹下の文芸関係史料で占められている。恐らく尾道市立図書館所蔵の書籍類も当主の文芸活動と関係があるものと考えられよう。また、橋本吉兵衛は代々尾道町年寄（上席）を勤めており、西灰屋も、甚七など初期の当主は尾道町年寄を勤めており、町政関係文書も若干存在している。このほか角灰屋では、雲州廻米廻勤御用といった問屋座御役所に関係する御用などを勤めており、これら会所関係の文書も存在する。

以上がほぼ橋本文書の全体像であるが、本稿ではこのうち、橋本文書の大部分を占める角灰屋の経営関係文書に限定して整理・目録編成の方法を検討することになる。それは単に、現時点での作業の進捗状況に規定されるという消極的な意味合いからだけでなく、商家文書の整理・目録編成論の基軸がこれら経営関係文書の扱い方如何に関わっているからであり、また、都市・農村を問わず、経営関係文書一般について、その階層構造把握のための帳簿組織分析の方法論を提示するという、より積極的な意味合いをもたせることができると考えている。

三 経営帳簿組織の復元——目録編成に向けて——

(1) 総括的経営帳簿とその転記元の検討

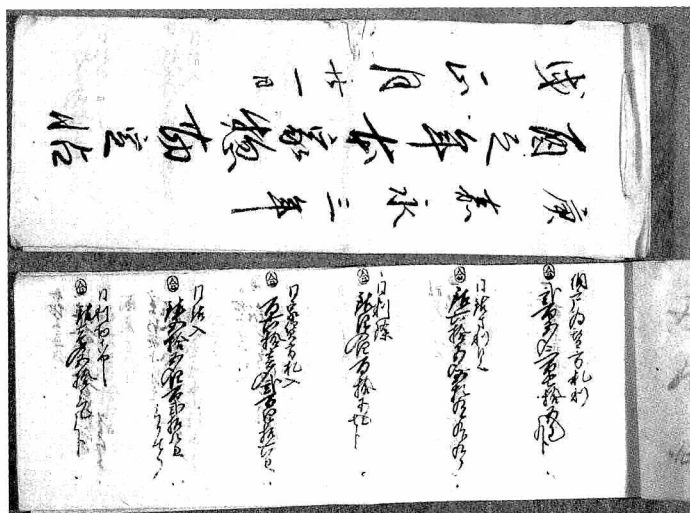


写真1 「本家惣勘定帳」〔横長、一ツ綴〕

経営帳簿の組織構造を解明するためにまず重要なことは、数多くの経営帳簿の中から、「棚卸勘定帳」や「有物惣勘定帳」などといったような、その家の経営全体あるいは資産全体を表現する総括的経営帳簿を見出すことである。このような帳簿において記されている損益勘定や資産勘定の記帳のあり方を通して、その家の組織構造の大枠を描いていくのが最も妥当な方法であると思われる。

橋本家文書における総括的経営帳簿としては、文政八年から万延元年にかけて残っている「本家惣勘定帳」がある。これは横長の帳簿であり、一年分だけを一ツ綴にした薄手のもので二四冊残っている⁽¹³⁾。本来ならば、この帳簿を数年分まとめて一冊に転記した帳簿が存在してもおかしくなくと思われるが、そのような帳簿は残っていない。作成時期は毎年一月か二月であり、作成年の前年にあたる年の一年分の勘定を付け込んでいる。記載様式は複式簿記となっており、前半は一年間の損益勘定を記し、後半は橋本

家（角灰屋）全体の資産勘定を記している。

以下では、嘉永二年を例にして、その記載内容について検討していくことにする。⁽¹⁴⁾ まず、帳簿の冒頭部分を記載例として紹介すると次の通りである。

納戸為替方札利

④ 一、貳百五ノ三百七拾五匁九歩

同銀方利足

④ 一、銀六拾五ノ五拾九匁九歩九り

同判除

④ 一、銀四ノ四百拾五匁七歩

同家賃方札入

④ 一、百六拾壹ノ貳百四拾六匁

同銀入

④ 一、銀五拾五ノ四百貳拾八匁三步七り

同利物こやし

④ 一、壹ノ五拾三匁三步

（下段へ続く）

加地子年貢

④ 一、銀拾貳ノ五百四拾六匁六歩四り

三原新開分勘定より出

④ 一、銀五百拾八匁五歩三り

加地子年貢札入

④ 一、拾壹ノ百目

御用銀申酉分

④ 一、四ノ五百七匁六歩

旅籠御祝儀代

④ 一、銀百拾五匁九歩五り

右同断札

④ 一、六百貳拾八匁

表1 本家惣勘定帳における損益・資産勘定(嘉永2年分)

費目	金額	転記元
納戸為替方札利	札 2 0 5 貫 3 7 5 匁 5 0	毎日算用帳 (金銀受払帳)
同 銀方利足	銀 6 5 0 5 9 9 9	〃
同 判除	銀 4 4 1 5 7 0	〃
同 家賃方札入	札 1 6 1 2 4 6 0 0	〃 (金銀受払帳)
同 銀入	銀 5 5 4 2 8 3 7	〃 (〃)
同 利物こやし	銀 1 0 5 3 3 0	金銀受払帳
加地子年貢	銀 1 2 5 4 6 6 4	〃
三原新開分勘定より出	銀 5 1 8 5 3	〃
加地子年貢札入	札 1 1 1 0 0 0 0	〃
御用銀申西分	札 4 5 0 7 6 0	〃
旅籠祝儀	銀 1 1 5 9 5	〃
〃	札 6 2 8 0 0	〃
御指紙代端札利物	銀 8 8 5 8 0 0	〃
坪田年貢	銀 2 1 0 1 2 3	毎日算用帳 (〃)
本家質方利銀	銀 3 1 2 0 6 6 3	質方勘定帳 (本家店)
西灰屋質方利銀	銀 3 5 5 1 0 7 9	質方勘定帳 (西灰屋)
同所蔵敷銀	銀 3 2 2 7 0 0	〃
酒造方利銀	銀 5 4 1 5 4 9	(酒造勘定帳)
酒店家賃	銀 2 5 0 0 0 0	(〃)
肥浜2軒利銀	銀 1 8 0 9 6 7	勘定扣(肥浜2番3番勘定)
同 加地子銀	銀 2 0 0 0 0 0	〃
同 手崎家賃	銀 3 0 4 5 0	〃
天保浜3軒分利銀口銭等	銀 6 3 0 3 8 1	勘定扣(天保浜1番2番3番勘定)
同 3軒分加地子	銀 3 5 1 0 0 0	〃
粒田浜利銀	銀 1 8 4 5 3 0	粒田浜2軒分本勘定帳
同 2軒分加地子	銀 3 5 0 0 0 0	〃
本店にし共算用過上	銀 3 8	質方勘定帳(本家店)(西灰屋)
為替方算用過上	銀 7 7 2 0	毎日算用帳
〃銀	銀 2 3 8 4 5 0 4 8	〃
〃札	札 3 9 1 7 1 5 1 0	〃
〔内雑用〕		
小払方銀札払	札 2 1 0 貫 4 6 1 匁 4 6	小払勘定帳
小払方正銀払 - 酒造方入用	銀 8 1 7 9 1 7 8	〃
口々利足払	銀 4 9 7 9 2 9 7	金銀受払帳
右同断札払	札 1 3 4 1 0 0 0	〃
奥渡し	銀 5 0 3 6 7 5	〃
家内3人例年物	銀 2 4 0 0 0 0	〃
店・酒店勘定心付	銀 4 8 0 0 0	〃
借家者儀銀	銀 6 5 0 0	〃
三原浜諸普請銀	銀 4 6 0 9 4 0	勘定扣(天保浜1番2番3番勘定)
同畑世話料樋守給届物等	銀 2 6 6 3 7	〃
西灰屋雑用当年ハ勝手繕普請入用籠	銀 2 1 1 4 5 8	〃
為替方算用札欠	札 3 7 9 4 9	毎日算用帳
三原・肥浜・粒田米代違指引払	銀 1 7 8 3 3	〃
〃銀	銀 1 4 6 7 3 5 1 8	〃
〃札	札 2 2 4 2 5 0 9 5	〃
銀残	銀 9 1 7 1 5 3 0	〃
札残	札 1 6 7 4 6 4 1 5	〃
買入銀他〃	銀 7 9 1 5 8 5 8	〃
合銀	銀 1 7 0 8 7 3 8 8	〃
内別入用他〃	銀 9 6 6 0 9 2	〃
残	銀 1 6 1 2 1 2 9 6	〃
買入銀代札払他〃	札 7 6 2 9 9 3 1 6	〃
内当年過上旧札払他〃	札 2 1 1 6 2 4 3 5	〃
残札 (全当年旧札払減)	札 5 5 1 3 6 8 8 1	〃

〔銀目録〕		
為替帳有物	札 4 1 6 7 貫 1 3 0 匁 0 0	(為替帳)
同 金有物	金 1 2 6 8 4 両 0 朱 2 歩	(〃)
覚帳有物	札 3 0 貫 0 7 5 匁 0 0	(覚帳)
右同断	金 4 7 両 0 朱 0 歩	(〃)
講帳有物	札 1 4 貫 4 8 6 匁 5 2	(講帳)
同	銀 5 8 0 5 3 4 8	(〃)
文銭	札 2 4 0 0 0 0 0	?
小払方有物	札 1 3 1 0 8 4 5 7	小払勘定帳
同	銀 3 1 0 4 4 4	〃
石物帳有物	銀 3 0 2 4 0 0	(穀物帳)
貸帳有物	札 6 2 1 2 3 1	万貸帳
同	銀 2 2 7 1 7 7	〃
本家質方有物	銀 2 3 7 4 5 4 4 4	質方勘定帳(本家店)
同 灰甚質物有物	銀 3 2 5 0 0 0	?
同	札 1 3 5 9 2 1 8 4	質方勘定帳(本家店)
西灰屋質方有物	銀 2 5 5 2 1 8 8 7	質方勘定帳(西灰屋)
同	札 9 7 6 7 6 3 0	本家惣勘定帳(前年分)
肥 2 軒分有物	銀 1 5 0 8 6 9 5	勘定扣(肥浜2番3番勘定)
天保浜 3 軒有物	銀 3 1 6 1 6 7 3	勘定扣(天保浜1番2番3番勘定)
坪田浜 2 軒有物	銀 1 8 9 7 7 8 5	粒田浜 2 軒分本勘定帳
大晦日残	銀 2 4 3 4 9 5 1	金銀出入帳
✓金銀	銀 1 4 7 9 9 3 1 1 6	
✓札	札 4 5 8 4 9 8 6 5 4	
〔内預り銀〕		
六会米代 2 ヶ年分上納	札 2 4 3 貫 0 0 0 匁 0 0	本家惣勘定帳(前年分)
半方つゝ、借用		
性善院様	金 4 4 両 0 朱 0 歩	〃
西灰屋銀年壹支年より八	銀 4 0 貫 0 0 0 匁 0 0	? (前年分+40貫目)
御隠居所年壹三	金 3 5 0 両 0 朱 0 歩	本家惣勘定帳(前年分)
同所年壹	金 3 4 0 0 0	〃 (前年分+金銀受払帳)
御札場	金 5 0 0 0 0	本家惣勘定帳(前年分)
松佐	金 6 0 0 0 0	〃
灰屋与兵衛	金 2 0 0 0 0	〃
京頼氏	金 1 5 0 0 0	〃
亀屋嘉兵衛	金 1 2 0 0 0 0	〃 (前年分+200両)
城たけ	金 6 0 0 0	本家惣勘定帳(前年分)
延藤口	金 2 7 3 2 0 0	〃 (前年分-232両3歩)
同間屋座振	金 1 0 0 0 0 0	〃 (前年分-600両)
外や久五	金 2 0 0 0 0	〃 (前年分+金銀受払帳)
潤栄講	金 2 9 6 2 0	金銀受払帳
広文三郎	金 2 4 0 0 0	〃
佐本新開代	金 1 0 0 0 0	本家惣勘定帳(前年分)
別入用	金 1 0 0 0 0	〃 (前年分+100両)
別方預り	銀 9 貫 6 0 6 匁 6 6	為替書抜帳
亀山分	銀 3 6 0 2 5 8 5	?
大晦日残り 指引預り口々	銀 7 1 7 9 6 5 5 1	為替書抜帳
西灰屋実物預り	銀 1 6 0 0 0 0 0	?
預り ✓	銀 5 5 6 9 6 4 1 6	
内金	金 7 8 0 5 両 2 朱 0 歩	
	札 4 9 貫 6 0 6 匁 6 6	
預り ✓ 札	札 1 0 1 2 9 9 1 3 6	
戌正月改正味有物	銀 9 2 2 9 6 7 0 0	
西正月改+当年増銀(161貫212匁96)	銀 9 2 3 7 3 8 7 5	
指引銀	銀 7 7 1 7 5 匁 欠	
戌正月改正味有物	札 3 5 7 1 9 9 5 1 8	
西正月改-当年払札(551貫368匁81)	札 3 5 7 1 8 3 4 8 8	
指引札	札 1 6 0 3 0 過上	

注) 嘉永 3 年「西之年本家惣勘定帳」より作成。

次に、帳簿の記載内容全体をほぼ忠実に整理したのが表1である。以下、これをもとに損益勘定の部分から検討してみることしたい。

まず、収益部分の最初にある「納戸」に注目されるが、多くの帳簿に作成主体として「角灰屋納戸」・「橋本納戸」と記されており、三井家の大元方や八田家の内方に相当する本家内部の経営統轄機関であったと考えられる。ここでは「為替方札利」・「銀方利足」・「家賃方札入」などとあるように、本家の為替取扱業務や金銀貸付・尾道町屋敷地経営などで得た収益を最終的に管理し、運営する場所であったと思われる。年間収益としてはこのほかに、所有田畑・塩浜などの地主経営で得られる加地子・年貢銀や領主層への御用銀があった。さて、収益部分では右の諸費目に続いて、「本家質方」・「西灰屋」・「酒造方」・「肥浜」・「天保浜」・「粒田（坪田）浜」における利銀が列記されている。この部分は、いわば本家によつて統轄される下部組織（「家」から分離した「店」などの経営組織）に関する利銀勘定であることがほぼ理解できよう。橋本家の経営は、本家納戸における経営とこれら下部組織における経営から成り立っていたのである。

ところで、これら諸費目の記帳をするにあたっては、当



写真2 「金銀受払帳」（橋本吉兵衛）〔横長、一ツ綴〕

然のことながら、記帳のもとになった帳簿なり文書があった。細部についてはまだ検討を要する部分が多いが、とりあえず結論としては、表1の転記元に示した各帳簿がそれに当たると考えられる。以下、それぞれの帳簿について、簡単に触れていくことにしたい。

まず、本家・納戸の諸利銀を記帳するもとになった帳簿として「金銀受払帳」がある。これは、本家における金銀の受け払い動向を各部門ごとに日記形式（例えば、「正月八日・一、金拾両・店友七へ取次」「十日・一、金四拾両・御所屋源助へ」といったように、受け払いのあったその日ごとに付けていく形式）で記帳しているもので、一年間分の損益を示している。各部門とは、「為替銀」・「銀歩払」・「米代払」・「小払銀」・「講銀払」・「金出入」・「諸出入」・「店出入」・「西出入」・「肥出入」・「天保出入」・「粒田出入」・「銭出入」・「小蔵出入」・「別方出入」・「為替入銀」・「銀歩入」・「家賃銀」・「粒田年貢」・「酒代入」などであり、本家において出納する金銀の全てがこのどれかの部門に含まれることとなる。記載例を示すと次の通りである。

「為替銀」	
正月八日	
一、金拾両	店友七
	取次
十日	
一、金四拾両	御所屋
	源助
同	講通入百両二付利金三歩
「銀歩払」	
(記載なし)	
「米代払」	
米代払	
二月六日	
一、銀百六拾八匁壹歩	出雲米五俵四斗壹升
	入式石五升八十式匁
	かへ
	因払

一、金百五拾両 松井

貸附手形入来ル晦日切

利足貳両定

十二日

一、金拾壹両三步 かとや

善四郎

当分取かへ

（前頁下段へ続く）

同

一、同貳百八拾貳匁五歩四り

天保はま行

筑前米拾俵三石四斗

八拾三匁かへ

栗貞払

坪田はま行

初めにある為替・銀歩の出納は、納戸における為替・金銀の貸付あるいは利息の受取を記したものである（ただし、嘉永二年の「金銀受払帳」では、「銀歩払」「銀歩入」は無記入になっている）。また「小払銀」の箇所は、本家内部での生活諸雑費＝小払銀として納戸から割り当てられた金額をその都度記帳したものである。「講銀払」では、頼母子講などへの掛け銀の支出を記帳したものである。「米代払」は、「酒代入」とともに本家酒造方の経営に関するものと思われ、「米代払」で酒米の仕入代銀の支出を記帳し、「酒代入」で酒の販売収益を記帳したと考えられる。「諸出入」では、納戸が管理・運営する為替銀や講銀などを除いた本家における諸々の収支を記帳しており、とくにこの箇所では、諸出銀・諸入銀とともに年間を通じての集計がなされている。「店出入」以下の諸部門は、それぞれ本家店・西灰屋・肥浜・天保浜・粒田浜といった店および塩田支配人との間における金銀の受け払いを記しており、ほかに、「別方出入」では、「為替銀」とは別に為替取引を記帳しており、「家賃銀」・「粒田年貢」では、家賃収入や粒田浜手浜（手作経営）からの年貢徴収を記帳している。



写真3 「毎日算用帳」(納戸)〔横半,列帖綴〕

次に、この「金銀受払帳」をもとにして、本家における金銀の出納状況を一ヶ月ごとに各部門別に集計し、さらには年間を通じて集計したものを数年分まとめて一冊に記帳したのが「毎日算用帳」である。この帳簿の記帳形式を等式化すると、「払銀」(「為替方」・「米代」・「小払方」・「講銀」・「金代」・「諸払」・「本店」・「西灰屋」・「肥浜」・「天保浜」・「粒田浜」・「別方」の各項目)―「入銀」(「講方」・「金代」・「諸入」・「本店」・「西灰屋」・「肥浜」・「天保浜」・「粒田浜」・「別方」・「為替元」・「年賦」・「判除」・「家賃」・「酒代」・「粒田年貢」の各項目)＝差引残銀となり、この形式にしたがつて月ごとの集計と年間の集計が行われている。嘉永二年の部分記載例として示すと次の通りである。

酉年中払銀

- 一、四拾六貫三百七拾三匁
- 一、金七千三百九拾八匁
- 一、銀拾九貫五拾三匁一步四り

- ④ 為替方
- ④ 同
- ④ 米代

一、貳百拾三貫百六拾八匁壹歩

合

小枩方

一、銀八拾七貫八百七拾貳匁五歩四り

合

同

メ札千五百拾三貫六百廿貳匁八歩六り

メ銀三百拾八貫四百五拾三匁壹歩七り

メ金万千四百拾六匁壹歩

合

酉年中入銀

一、貳拾貫八百七拾三匁七歩

合

講方

一、金三百九拾壹匁貳朱

合

同

一、銀四貫九百貳拾三匁八歩四り

合

同

一、貳百拾四貫三百廿四匁三歩

合

金代

一、銀貳拾三貫五百廿三匁壹歩壹り

合

同

メ札千三百四拾九貫六百八拾壹匁八歩五り

メ銀四百貳拾四貫四百八拾目四歩八り

メ金九千六百四拾九匁三歩貳朱

同年中 欠過 合 札三百七拾九匁四歩九り 欠

帳簿の作成主体は、「毎日算用帳」は「納戸」となっているが、さきの「金銀受払帳」は「橋本（灰屋）吉兵衛」である。恐らく、本家の奉公人が記帳した「金銀受払帳」が毎月納戸の方へ提出され、納戸において各部門ごとに集計して「毎日算用帳」に転記していったものと思われる。以上のことからして、「本家総勘定帳」に記される橋本家の損益・資産勘定のうち、中心的な費目は「毎日算用帳」から転記されていたと見ることが出来る。しかし、表1に示したように、加地子年貢や御用銀・旅籠祝儀銀など、「金銀受払帳」でしか照合できない記帳項目も存在する。これらは「金銀受払帳」の中の「諸出入」という部門に記帳されており、さきに触れたように、この部分についてだけは「金銀受払帳」の方で年間を通じての集計が行われ、記帳されている。「毎日算用帳」の方ではこの「諸出入」の合計額だけが「諸払」と「諸入」の各項目にそれぞれ記帳されていることから、この部分については「金銀受払帳」から直接「本家惣勘定帳」へ転記したと考えるのが妥当である。「金銀受払帳」そのものは、橋本家全体の収支動向を記帳したものであるが、恐らく、納戸が管理・運営している部門については納戸の方で集計を行い、それ以外の本家における諸々の収支についてのみ、帳簿を納戸へ提出する前にあらかじめ集計を行うことにしていたものと思われる。

ところで、「金銀受払帳」と「毎日算用帳」は、いずれも本家と各方面との間における金銀出入について記帳した帳簿である。したがって、本家のもとに統轄されている各経営組織（各店と塩田支配人）との間でどのような金融面でのつながりがあったかを知ることができても、各経営組織における損益の動向までは押さえることができない。表1の「本家質方利銀」以下に見られる各経営組織の一年間の経営収益については、それぞれの組織ごとに作成され本家に提出された勘

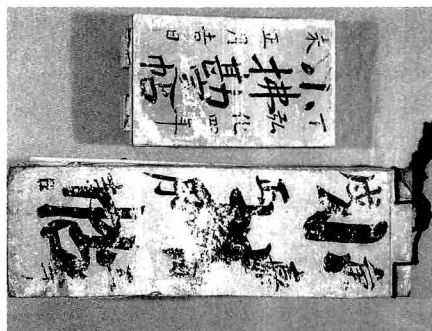


写真5

「小払勘定帳」〔納戸〕〔横長、列帖綴〕

「小払帳」〔橋本吉兵衛〕〔横長、一ツ綴〕



写真4 「勘定帳扣」

〔納戸〕〔横半、列帖綴〕

定帳から転記したものと考えられる。各経営組織から本家に提出された勘定帳（各組織における総括的経営帳簿）は一つにとりまとめられ、本家納戸の「勘定扣」にほぼそのまま転記されている。「勘定扣」は現在、天保七年・嘉永三年・文久二年・明治九年の四冊が残っており、各経営組織が作成した勘定帳の記載を一冊につき一五分近くまとめている。この「勘定扣」が「本家総勘定帳」作成の際に直接の転記元として使用されたのか、それとも各経営組織の勘定帳から「本家惣勘定帳」へ転記したあと、後々の控えとして「勘定扣」が作成されたのか、詳細は不明である。表1では、各経営組織の勘定帳で嘉永二年のものが残っている場合についてはそれを転記元として掲げ、残っていないものについては「勘定扣」を掲げて、カッコ内にその該当項目を記すことにした。

次に、損益勘定の「内雑用」部分について見ることにする。

ここでは、「小払方銀札払」が最も多額の支出額を示している。この小払銀については、独自に「小払帳」および「小払勘定帳」が作成されている。「小払帳」は、本家において家内雑用費として支出するために納戸から割り当てられた金額を、具体的にどのような費目でいくら支出したかを日記形式で記帳したものであり、具体的な費目としては「寺社」・「進物」・「奥買」・「糸物」・「奥遣」・「他所行」・「薪用」・「内日用」・「給銀」・「麦雑穀」・「雑事」・「茶園渡」・「塩噌」・「菓子茶」・「燈類」・「公役」・

「筆墨紙」・「施行」・「内普請」などがある。記載例（嘉永三年分）を次に示しておく。

「寺社」

正月五日

一、銀三歩 渡場神明様出

同

一、銀壹匁八歩六り 福山妙政寺

年始扇子式本
至来ニ付上ル

同

一、銀壹匁 町内胡様祭出

七日

一、銀貳歩 薬師菜料

(下段へ続く)

「進物」

正月五日

一、銀壹匁八歩六り

福山堀吉川

年始至来ニ付

飛脚へ福壹匁宛

祝儀遣ス式人

十日

一、銀壹匁

三原上川口年始

至来ニ付使へ

祝儀東川口も同断

十七日

一、銀拾六匁貳歩五り

宇都宮先生

旧臘待稿毎事

相頼候ニ付御謝儀

此時旦那様若旦那

様三原梅林へ御出

ニ付御持参之事

また、日記形式の記帳の後には、月間の小払銀支出合計と年間の支出合計がその内訳とともに記帳されている。「金銀受払帳」にある「小払銀」の箇所が、納戸から本家へ家内雑用費として割り当てられた額を記しているのに対し、「小払帳」には割り当てられた額からの具体的な支出内容が記されているのである。そして、この「小払帳」の支出合計部分を長年にわたって転記していったものが「小払勘定帳」である。これについても、嘉永二年分の記載例を示しておく。

「酉年」

嘉永己二酉年

酉年中小払方出銀

一、貳百拾参貫百六拾八匁壹歩

同断

一、銀八拾七貫八百七拾貳匁

一、銀八貫九拾六匁四歩五り

同年中米代方出銀

一、銀八貫九拾六匁四歩五り

一、銀八貫九拾六匁四歩五り

同年中酒方出銀

一、銀壹貫百六拾貳匁五歩

内雑用

一、貳貫五百拾壹匁

一、銀壹貫四百七拾四匁三歩五り

一、七貫百八拾六匁五歩

一、銀貳貫九百廿四匁八歩壹り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

一、同四拾八匁七歩五り

同断

一、同百三拾六匁九歩六り

メ三百四拾毫貫五百四拾六匁三厘

メ銀九拾九貫五百六拾五匁六歩五厘

残式百拾貫四百六拾毫匁四歩六り

△此銀四貫式百廿式匁五歩 一文二して

残銀九拾六貫四百六拾毫匁式歩壹り

(下段へ続く)

「小払勘定帳」は現在、弘化四年付のものが残っているが、この一冊に弘化三年から明治二十年（三月）まで、実に四年以上の間の小払勘定が付け込まれている。したがって、小払銀の支出については「小払勘定帳」が転記元になっていたと見ることができよう。なお、「小払帳」の作成主体は「橋本吉兵衛」であるのに対し、「小払勘定帳」の作成主体は「納戸」であり、この両帳簿の關係は、さきに述べた「金銀受払帳」と「毎日算用帳」との關係と全く同じであったと言える。

次に、「内雑用」における他の費目について簡単に見ていくことにする。「口々利足払」以下「借家者儀銀」までの諸費目については、「金銀受払帳」の「諸出入」という部門のうち「諸出銀」の中にある費目であり、さきに述べたように、この部門については「毎日算用帳」から拾うことができないため、同帳から直接転記されたものと考えられる。また、そのあとに見られる三原浜は三原天保浜のことであり、これらの費目は「天保浜壹番・貳番・三番勘定」(天保浜の総括的經營帳簿)から転記されたものであり、西灰屋の雑用銀については、西灰屋の「質方勘定帳」(西灰屋質方の総括的經營



写真6 上段左から「為替取替扣」、「為替書拔帳」、「為替別請払」、下段左から「別方出入書取帳」、「為替別請渡」（納戸）〔横半、列帖綴〕

帳簿）から転記されたと考えられる。これらの総括的経営帳簿は、いずれも「勘定扣」の方に写し取られている。

続いて資産勘定の部分の検討に移りたい。まず、資産の部に相当する「銀目録」について見ていくことにする。

損益勘定の転記元とされた「毎日算用帳」や「金銀受払帳」は、それぞれの年についての金銀の収支を記帳したものであるため、各経営部門において蓄積される資産については押さえられていない。したがって、この「銀目録」については、本家各部門の諸帳簿のほか、店や塩田支配人といった各経営組織が作成する総括的経営帳簿から転記することになる。

本家各部門の資産を記帳した帳簿としては、「銀目録」の費目に見られる「為替帳」・「覚帳」・「講帳」・「石物帳」・「貸帳」などがある。このうち「為替帳」と「覚帳」

については現存する帳簿から特定することができない。「為替帳」は、資産の額からしても重要な帳簿であり、今後特定する作業が必要である。類似の名称をもつものとしては「為替書拔帳」があり、天保九年から明治十四年まではほぼ連年で二四冊残っているが、これは、納戸における融資金を「東より本町通」・「胡町より裏」・「東より浜側」などといった地区ごとに分け、名寄帳形式で取引内容を記帳しているもので、記帳されている金額が低いことからしても「為替帳」に

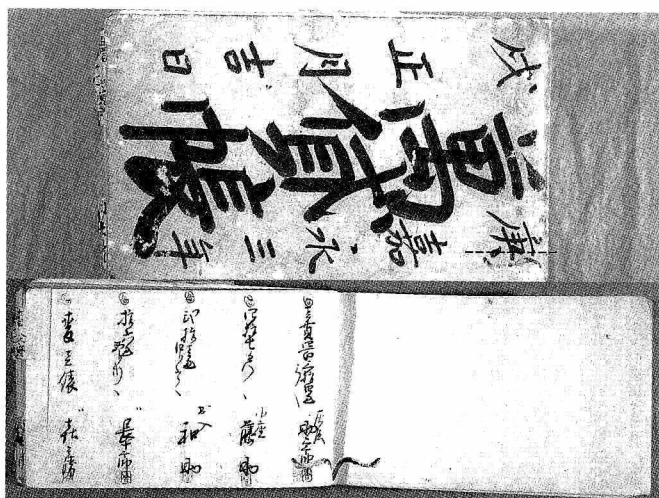


写真7 「万貸帳」(橋本吉兵衛)〔横半,列帖綴〕

は該当しない。基本的な性格としては、「金銀受払帳」の中の「為替銀」・「為替入銀」部門を抜き出して整理し、記帳したものと考えられる。⁽¹⁷⁾「講帳」についても特定できる帳簿がほとんど無いが、文政七年の「頼母子講扣」があり、頼母子講への掛け銀を資産として計上したことが想定できる。また「石物帳」については、天保六年の「穀物帳」が残っている。表中にある「石物帳有物」は、本家酒造方(灰屋酒店)の酒米に使用する米の購入代銀のうち貸越になっている分が資産として計上されたものと思われる。また「貸帳」は「万貸帳」のことで、これは寛政十一年から明治二十五年まで三九冊残っている。「万貸帳」について少し説明すると、内容は橋本家の所有する土地・家屋の経営や米穀の販売代銀の貸付に関して、各部門別に記帳したものである。各部門として具体的には、「売米貸」・「酒株浜」・「肥浜米」・「西家賃」・「東家賃」・「水札家賃」・「新開家賃」・「新地家賃」・「畑所」・「新地建物分新六請」・「新開建物分茂助請」があり、全体としては貸屋敷地経営が中心の内容となっている。嘉永三年の「万貸帳」から記載例を示すと次の通りである。

「売米貸」

合一、老貫四百三拾四匁三厘 灰屋

助三郎

合一、四拾七匁八厘

小座

藤助

合一、式拾老匁四歩六厘

出入

和助

合一、拾六匁五歩式り

同

長十郎

合、六貫式百拾式匁三步老り

合銀式貫八百四拾式匁八厘

亥正月改勘定二入

（下段へ続く）

「酒株浜」

干浜老番加地子 嶋屋

合一、正銀老貫三拾目 権七

庚子年改

合一、同百五拾目 同人

弘化四丁未正月改 卯年6増

三度取立ニ相定メ

同所式番浜加地子 手浜支配人

合一、正銀老貫目 渡助

同所三番浜加地子 同

合一、同九百目 同人

表中の「貸帳有物」とは、所有する貸屋敷・畑地・塩田などから得られる家賃・地代等のうち、貸越となっている分を資産として計上したものである。なお、「小払方有物」については、さきに述べたように「小払勘定帳」や「小払帳」が存在しており、本家の家内雑用費として支出される小払銀の残高が資産として計上されている。

本家のもとに統轄される各経営組織のもつ資産については、「本家質方有物」以下の各費目に示されている。これらは、さきの損益勘定のところで見たように、各組織の総括的経営帳簿において記帳されており、当然のことながら、それらの勘定帳もしくは「勘定扣」から転記されているのである。

次に、負債の部に相当する「内預り銀」について簡単に触れておく。

負債については、前年分の「本家惣勘定帳」に記帳された負債がそのまま持ち越されているものと、当該年に利息返済が進んだものの、逆に借銀が加算されたものという三通りあり、転記形態もほぼそれに応じている。「内預り銀」の諸費目のうち、「為替書拔帳」や前年分の「本家惣勘定帳」で照合できたものを除くと、金額がきちんと照合できる帳簿は見出せなかった。この部分については、前年分の「本家惣勘定帳」にある負債費目から「金銀受払帳」などに記帳されている当年分の該当費目を加算もしくは減算し、その金額を記帳しているものと思われる。

(2) 経営帳簿組織の復元と目録化

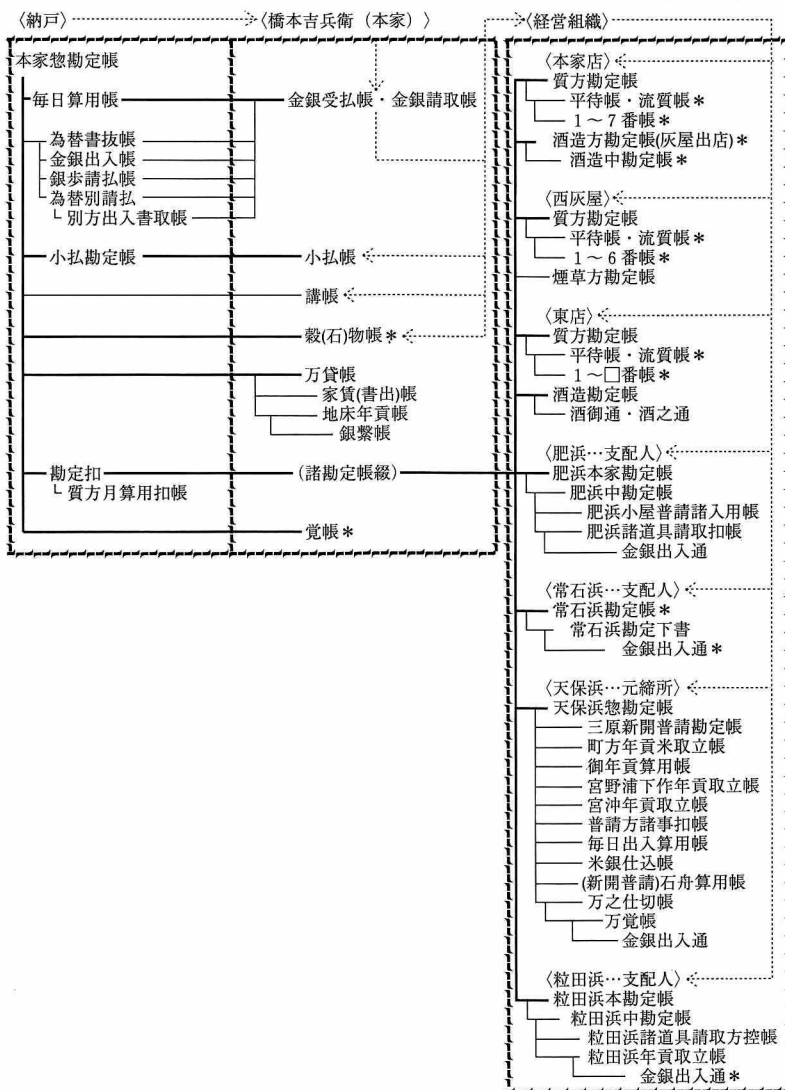
以上、大まかではあるが、橋本家の総括的経営帳簿である「本家惣勘定帳」の構造について押さえてみた。そこで、これまで見てきた各費目とその転記元となった諸帳簿を頼りに、現存する他の帳簿との関連づけを行いながら描いたのが、図1に示した経営帳簿の組織図である。

この帳簿組織のうち、根幹部分をなすのが太実線で示した部分であり、それで結ばれた各帳簿が、「本家惣勘定帳」における諸費目について直接の転記元となった帳簿である。一見して分かるように、帳簿組織としては、「本家惣勘定帳」を頂点とする階層構造を形成しているが、作図に際しては、家内部の組織も同時に反映させられるよう留意して帳簿を配置している。各階層を囲っている太枠が橋本家内部の組織を表しており、家と経営組織とが分離した明確な店制の構造をとっていたことが伺われる。

橋本家の「家」の部分については、帳簿の作成主体から「納戸」と「橋本吉兵衛」（本家）の二つに区分した。納戸は、橋本家の経営組織全体・資産全体を統轄する機関として、各部門の重要帳簿を取りまとめた帳簿すなわち「毎日算用帳」・「小払勘定帳」・「勘定扣」や、納戸が直接経営したと思われる為替業務・金銀貸付に関する帳簿すなわち「為替書拔帳」・「金銀出入帳」などを作成・管理していたと考えられる。それに対して、「橋本吉兵衛」と記された諸帳簿は、「金銀受払帳」「小払帳」など、いずれも納戸で作成される帳簿の前段階に作成されたものであり、日記形式にその都度記帳された帳簿である。つまり、本家において直接金銀の取り扱いを担当する奉公人が、納戸とは別に作成・管理した帳簿であったと考えることができる。この両者の帳簿の違いは、その形態にも表れており、納戸作成の帳簿はいずれも横半で、綴じ方が列帖綴となっているのに対し、橋本吉兵衛（本家）作成の帳簿はほとんどが横長で、綴じ方が一ツ綴となっている。帳簿の機能上の違いが形態の違いとなって表れていると言えよう。尤も、「万貸帳」については、例外的に橋本吉兵衛名義でありながら納戸作成のものと同じ横半・列帖綴になっている。「万貸帳」は、「金銀受払帳」や「小払帳」などと違い、集計部分を数年分取りまとめた帳簿を納戸の方で改めて作成するといったことがなされていない。また、「万貸帳」の記載の大部分は家賃銀で占められているが、これについては別に「金銀受払帳」・「毎日算用帳」の方で集計されており、「万貸帳」独自の費目としては「売米貸」の部門しかないことが伺われる。実際、同帳の中で年間の集計がなされているのは「売米貸」だけである。これらの点からすると、「万貸帳」については、「売米貸」の部門だけを集計して納戸に提出し、そのまま「本家惣勘定帳」の転記元として使われた後、納戸で管理されたため、納戸作成の帳簿と同形態とされたのではないかと思われる。

なお、図1について若干補足しておく、各経営組織のうち、東店や常石浜については、嘉永二年の「本家総勘定帳」には見られない。これらは他の年次のものや「勘定扣」などで確認できる組織であり、それぞれに総括的経営帳簿が残っ

図1 橋本家文書における主要経営帳簿の組織構造（文政8年以降〔=本家惣勘定帳作成期〕）



*；他の帳簿からその存在は伺われるが現存していないもの（もしくは特定できないもの）
 -----；納戸からの資金の流れ

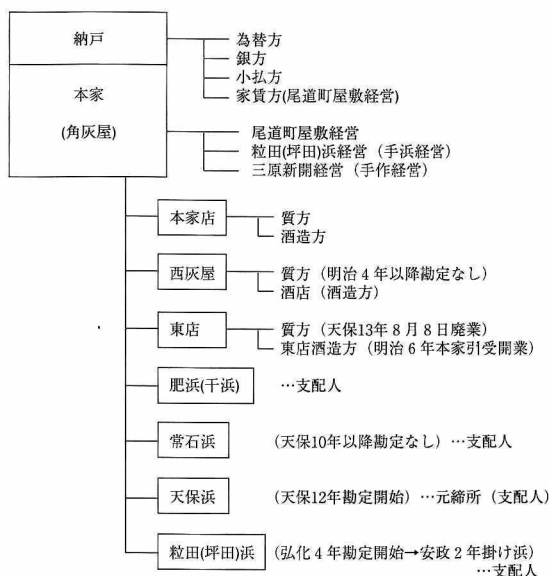
ている。東店はさらに質方と酒造方に分けられるが、質方は天保十三年八月八日に廃業されており、酒造方の方は明治六年になって本家が引き受け開業している。また、常石浜については、「勘定扣」を見る限り、天保十年以降は記載がなされていない。

また図1の組織図には、現存しない帳簿もいくつか組み込んである。*印を付したものがそれであり、例えば本家店や西灰屋の「質方勘定帳」には、一番帳から最高で七番帳までの各帳簿と流質帳・平待帳といった帳簿からの出銀の合計が記帳されている。当年分の店からの出銀や返済待ちとなっている出銀、さらには質流れとなった出銀といったように、店における当年分の全ての貸付銀がこれらの各帳簿によって記されていたと考えられ、店の総括的経営帳簿である「質方勘定帳」の転記元になっていたと考えられる。

ところで、文書目録の作成にあたっては、その文書群を管理していた組織体の構造を把握することが必要不可欠の作業となるが、橋本家文書の場合、右に述べてきた経営帳簿の組織図を簡略化することにより、ほぼ図2のような橋本家内部の経営組織図が描ける。作業途中であるため細部についてはなお問題点が多いが、「本家惣勘定帳」の存在が確認できる文政八年以降の文書については、ほぼこの組織図をもとに目録編成を進めることができる。¹⁸⁾

そこで、以上の検討をもとに、橋本家文書の中の経営帳簿について、目録での配列順をモデルとして提示してみたのが表2である。ここでは、とりあえず家（納戸・本家）と経営組織（店・塩田支配人）とに大別して帳簿の配列を行った。配列順序についての基本的な考え方は、本勘定帳（総括的経営帳簿）↓中勘定帳（盆前もしくは盆後の半期分に関する総括的経営帳簿）↓部門別帳（総括的経営帳簿の中の各費目について、その直接の転記元となった帳簿）↓当座帳（各部門帳の前段階に作成される帳簿〔日記形式の帳簿〕）↓通帳（個別の取引先ごとに一冊ずつ作成される帳簿）という流れに従って配列するというものである。経営組織については、店と塩田とに分け、それぞれ経営開始時期の早い組織から順に

図2 経営帳簿組織図から描いた橋本家内部の経営組織図
(文政8年以降…本家惣勘定帳作成期)



配列している。以下、簡単に表の説明をしておきたい。

家(納戸・本家)の方から、まず最初に「本家惣勘定帳」を配置したうえで、次に本家の損益勘定部分をまとめた「毎日算用帳」、さらにはその部門別帳と言うべき「為替書抜帳」以下の諸帳簿を配置し、右の諸帳簿を作成するものになったいわば当座帳である「金銀受払帳」をそのあとに配置した。以下、「小払勘定帳」・「小払帳」・「万貸帳」関係帳簿という順に配置し、そのあとに経営組織に関する総括的経営帳簿である「勘定扣」を配置して、次の経営組織関係の帳簿につなげることにした。この配列順を別の角度から見ると、1～4は橋本家全体の金銀出入もしくは家の中心的な金銀出入に関する帳簿であり、5は橋本家の家内部の諸雑費に関する帳簿、6は橋本家の外部からの入銀に関する帳簿で、7は橋本家の配下に統轄されている経営組織に関する帳簿というように、組織体の中心部から末端部へという形で配列されることにもなる。

ところで、帳簿組織から目録編成を行う場合とくに問題となるのは、「文書群を組織別に整理する」ということと、「文書(帳簿)そのものの相互のつながりを重視する」ということが必ずしも合致しないという点である。

表2 橋本家経営帳簿の配列事例

家（納戸・本家）	
1	本家惣勘定帳 …橋本家資産の総括的経営帳簿
2	毎日算用帳〈納戸〉 …橋本家全体の損益勘定部分についての総括的経営帳簿
3	為替書抜帳・金銀出入帳・銀歩請払帳・為替別請払（納戸）
3-1	別方出入書取帳〈納戸〉 …橋本家の損益勘定部分における中心的な部門別帳
4	金銀受払帳・金銀請取帳（橋本吉兵衛） …2・3作成の基になる当座帳
5	小払勘定帳〈納戸〉
5-1	小払帳（橋本吉兵衛） …橋本家の家内部での諸雑費に関する帳簿
6	万貸帳（橋本吉兵衛）
6-1	家賃（書出）帳・地床年貢帳〈角灰屋家守〉
6-2	銀繋帳〈角灰屋家守〉 …橋本家の外部からの家賃・年貢収入に関する帳簿
7	勘定扣〈納戸〉
7-1	質方月算用扣帳〈納戸〉 …橋本家の経営組織全体に関する総括的経営帳簿
経営組織（店・塩田支配人）	
8	質方勘定帳〈本家店〉
9	質方勘定帳・煙草方勘定帳〈西灰屋〉
10	酒造勘定帳〈東店〉
10-1	酒御通・酒之通〈東店〉
11	肥浜本家勘定帳〈肥浜〉
11-1	肥浜中勘定帳〈肥浜〉
11-2	肥浜小屋普請諸入用帳・肥浜諸道具請取扣帳〈肥浜〉
11-3	金銀出入通〈肥浜〉
12	常石浜勘定下書〈常石浜〉
13	天保浜惣勘定帳〈天保浜元締所〉
13-1	三原新開普請勘定帳・町方年貢米取立帳・御年貢算用帳・宮野浦下年貢取立帳・宮沖年貢取立帳・普請方諸事扣帳・毎日出入算用帳・銀仕込帳・（新開普請）石舟算用帳・万之仕切帳〈天保浜元締所〉
13-2	万覚帳〈天保浜元締所〉
13-3	金銀出入通〈天保浜元締所〉
14	粒田浜本勘定帳〈粒田浜〉
14-1	粒田浜中勘定帳〈粒田浜〉
14-2	粒田浜諸道具請取方控帳・粒田浜年貢取立帳〈粒田浜〉

注）図1の諸帳簿のうち*印の付いた帳簿はここでは取り上げていない。

家の部分については、本来的には、納戸という明確な内部機関が存在することから、納戸とそれ以外の本家とに分けて配列すべきであろうが、その場合、帳簿相互の關係（転記元と転記先の關係）が崩れてしまうことに留意する必要がある。さきに考察した帳簿組織のあり方を目録上に反映させるためには、①組織体内部の構造（納戸・本家・店・塩田支配人）を基準に帳簿を配列したうえで、帳簿相互の関連性については解説文を付けて説明するか、②あらかじめ組織体の構造図を解説しておいたうえで、帳簿相互の関連性（転記先と転記元の關係）を基準に帳簿を配列していくか、いずれかの方法が必要であろう。一般的には、組織体内部の構造を基準に文書を配列する方法がとられていることを踏まえ、ここでは試行的に、帳簿相互の関連性を基準に配列している（したがって、これが最善の配列方法であるとは考えていないことを断っておきたい）。結果として、家内部においては、納戸に属するものとそれ以外の本家に属するものとが混合する形になったが、さきの図1において太実線で示した部分（帳簿組織の根幹部分）に沿って配列しているため、帳簿相互の関連性という点では、この方がより忠実に復元した形になっているといえる。商家のうち、経営關係文書については、少なくともこうした帳簿組織を基本に据え、これに証文類など他の経営關係文書をあてはめていくことで、目録上での文書の配列が的確に成し得るものと考えられる。

四 経営帳簿分析の有効性と課題

本稿で考察した橋本文書は、その伝来経緯や現存状況からも伺われるように、文書群の原秩序は大きく崩されており、復元には困難な点が多い。しかし、文書固有の整理論が必ずしも確立しているとは言えない現段階においては、同様の問題を抱えた文書群が多く存在するのであり、商家文書については、経営帳簿組織の復元を基準に据える方法が、こうした

文書群の整理・復元に有効性を發揮するのではないかと思われる。

また、経営帳簿分析をもとに目録編成を行う最大の利点は、組織体内部の構造如何に関わらず、各文書相互の関連性に基ついた階層構造が構築できる点にあると考える。はじめに述べたように、商家文書の整理に際しては、家と経営の分離状況が大きな問題となる。大藤修氏が整理された八田家文書の場合、⁽¹⁹⁾明確な店制をとることから、家（内方）とそれのもとに統轄される店（酒造方・呉服店・油店・醬油店・質店）をサブグループに設けており、商家文書の整理における一つの基本的な考え方が提示されている。それに対し、渡辺浩一氏が整理された神戸家文書の場合、⁽²⁰⁾少なくとも経営関係文書については、明確な店制をとっていないため、サブグループとして内方や酒造方といった経営組織を設けることができず、そのため文書の作成主体である外部の組織体をサブグループに設けて整理されている。しかし、両者の整理方法を通じて認識できることは、大藤氏が目録編成論を提示された段階においては、文書群を有する組織体そのものの構造に文書をあてはめていく（あるいは戻していく）という考え方が前面に出されており、それ以前に重要であるはずの文書そのものの相互の関連性については必ずしも十分に詰められていなかったのではないかという点である。帳簿組織をもとに商家文書の目録編成を行うという考え方は、ある意味では文書そのものの相互の関連性を最大限重視するものである。帳簿組織を骨格として構築された文書群の階層構造が、最終的に家や経営組織をサブグループとして目録編成されるにせよ、外部の組織体をサブグループとして目録編成されるにせよ、文書（帳簿）相互の関連性を基礎に据えるという分析のプロセスに統一性があればよい、というのが一つの結論である。誤解を恐れずに言うなら、「組織第一主義」から「文書第一主義」へということになるうか。

尤も、今後に向けてさらに検討すべき課題は多く存在する。中でもとくに大きな問題は、組織体の構造そのものが年代的に変化していくことを目録上にどう反映させていくかという点である。これは商家文書に限らず、農村文書や近代の

県庁文書などにも当てはまる問題であろう。この点については、橋本文書に即して少し具体的に述べておきたい。

本稿では、「本家惣勘定帳」が存在する文政八年以降（近世期における橋本文家の経営組織の拡大期）の経営帳簿について取り上げ、文政期以降に限定してその組織構造の復元を試みていったが、橋本文書全体としては、文政期以前と近代以降を含め、少なくとも三つに分けて、それぞれに異なる組織体の構造を描くことができる。文政期以前においては、西灰屋関係の文書あるいは帳簿が多く存在している。西灰屋は本来、角灰屋と並ぶ灰屋次郎右衛門家の分家であったが、少なくとも文政期頃には家業の中心であった質店（西灰屋質方）が本家角灰屋に吸収されたと見られ、残っている帳簿も、本家に提出された「質方勘定帳」以外にまともに残っているものはほとんどない。しかし、橋本文書の中には、元禄期から明和期頃にかけての西灰屋の経営帳簿が数多く残っており、内容的にも、文政期以降のものとは趣を異にしている。例えば、西灰屋の総括的経営帳簿である「質方勘定帳」は、元禄八年創業時では「万覚帳（「歴年勘定覚」）」と称する小横半の帳簿で、同十二年までの勘定を連年にわたって記帳しており、作成主体も「灰屋甚七」（西灰屋の初代当主）となっている。この帳簿はその後、横半・列帖綴の元禄十三年「歴年勘定帳」に書き継がれ、さらに正徳三年「歴年万要帳」（正徳五→享保十三年）・宝暦十一年「毎歳勘定帳」（宝暦十一→安永四年）・宝暦十二年「曆歳勘定帳」（宝暦十二→明和二年）・文化二年「質勘定銀目録控」（文化二→文政四年）と書き継がれている（宝暦十一年「毎歳勘定帳」から作成主体が「西灰屋」となる）。これらは「質方勘定帳」を十数年分ほどまとめたものであるが、文政五年以降のものは現存せず、それにかわって天保七年からは、さきに紹介した「勘定扣」が作成されるようになっていく。また、文政期以前においては、西灰屋の「（穀物）為替帳」や「為替書拔帳」あるいは「小払帳」といった本家角灰屋に見られる諸帳簿と同様の経営帳簿が、明和期を中心に断片的ながら残っており、そのほかに、「金銀出入拾日記」・「金銀出入帳」あるいは「銀子之通」・「銀之通」といった、角灰屋からの資金融通を中心に当座の金銀出入りを記帳した帳簿が多く残っている。

これらの点からして、文政期以前においては、西灰屋が相対的に独立した商家として経営を展開していたことが想定できるのである。

しかし、本稿で取り上げた時期の西灰屋関係文書は、明らかに角灰屋の一支店としてのそれであり、例えば「西灰屋」という一つの項目の中にこれらの文書（帳簿）を全て一緒に組み込んでいくべきか、それとも時期区分したうえでそれぞれの時期の組織体の構造に合った文書の配列を考えるべきか、検討する必要がある。

また、商家文書によっては、総括的経営帳簿が存在しない場合や経営帳簿自体がごく僅かしか存在しない場合、あるいは全く存在しない場合なども想定できよう。総括的経営帳簿が存在しない場合については、帳簿組織の頂点部分が欠如した階層構造を想定し、主だった帳簿の内容分析を手掛けていくことになるが、帳簿そのものが存在しない場合については、今後の課題である。ただし、一般に経営管理が諸々の帳簿を通じてなされている商家については、ほぼ統一的手法に基づき、組織体の構造および文書相互の関連性を反映した目録編成が可能になるのではないだろうか。

商家文書における経営帳簿の重要性については古くから認識されてきたところであり、従来から、商家文書の整理に際しては多少なりとも帳簿組織の分析がなされてきたとも言えよう。しかし、帳簿組織の復元を目録編成法として論じられることはほとんど無かったように思われる。大藤氏が指摘されたように、「実務経験自体はかなり積み重ねられ、その過程で貴重な知見も得られてはいるものの、それを公表し合い、相互検討を通じて体系化していくという姿勢に、いささか欠けていた」のであり、不備を恐れず「各自が実践例をどしどし公表し、議論の素材を提供すること」が重要であろう。⁽²¹⁾ 本稿は、こうした指摘も踏まえ、商家文書の目録編成法について一つの試論を提示したものである。

註

- (1) 鶴岡美枝子「商家文書の目録編成」(国文学研究資料館史料館『史料の整理と管理』、一九八八、岩波書店)。
 - (2) 大藤修「近世文書の整理と目録編成の理論と技法―信州松代八田家(商家)文書を事例にして―」(大藤修・安藤正人「史料保存と文書館学」、一九八六、吉川弘文館)。
 - (3) 藤本隆士「村方商人石本家の帳簿組織―天領天草御領村における―」(日本古文書学会編『日本古文書学論集』一三、一九八七、吉川弘文館)。
 - (4) 渡辺浩一「尾張国名古屋元材木町犬山屋神戸家文書目録解題」(史料館所蔵史料目録第六一集『尾張国名古屋元材木町犬山屋神戸家文書目録』(その一)、一九九五)。
 - (5) 古文書学の観点から経営帳簿を考察したものとしては、前掲注(3)の藤本氏の論説や、作道洋太郎「商業文書(取引・証文、経営・帳簿)」(『日本古文書学講座』7 近世編Ⅱ、一九七九、雄山閣出版)などが主なものである。また、経営史的観点からの考察としては、三井家や近江中井家に関する研究をはじめとして、膨大な研究蓄積があると言えるが、最近のものでは、西川登「会計組織と簿記技法」(安岡重明・天野雅敏編『近世的経営の展開』(『日本経営史』)、一九九五、岩波書店)が、西洋との対比を意識しつつ、日本近世の簿記技法の特質を明らかにしたものとして注目できる。しかし、文書群
- 全体の構造を念頭において経営帳簿組織の考察を行ったものとしては、三井家を事例とした鶴岡氏の研究(注へー)や「商家文書(一)」(『資料館報』第一一号、一九七〇)などが見られる程度であり、今後考察を深めていくべき課題であると思われる。
- (6) 『新修尾道市史』第五卷二八六頁。
 - (7) 角灰屋の屋号の由来は、恐らく橋本吉兵衛家の本宅の立地場所からくると思われる。弘化四年八月「尾道町物図」(広島県立文書館所蔵橋本家文書)によると、角灰屋の本宅は良社から薬師堂浜に向けて南下する筋と尾道町を東西に走る通り(現在の商店街の通り)が交差する地点の北東角に位置している。そして、西灰屋と東灰屋は、それぞれ本家角灰屋を中心として東西ほぼ均等の距離に位置している。
 - (8) 金光図書館所蔵。
 - (9) 中山富広「幕末・維新期における『経済的集中』と地域商業資本」(『史学研究』第一八七・一八八合併号、一九九〇)。
 - (10) 中山富広「尾道における商人仲間の成立と展開」(『瀬戸内海地域史研究』第三輯、一九九一、文献出版)では、元禄享保期における西灰屋の経営分析がなされている。
 - (11) 『新修尾道市史』第六卷四〇一頁。
 - (12) 尾道市立図書館所蔵の橋本家旧蔵書籍については、『橋本家

「寄贈古書目録」（一九九〇）が既に刊行されている。

- (13) 帳簿の綴じ方の名称については、太藤修「近世文書の整理と目録編成の理論と技法」の第二図（注へ2）二五〇・二五一頁）にならった。

- (14) 嘉永三年「西之年本家惣勘定帳」。嘉永二年を取り上げたことについては特別に大きな意味があるわけではない。ただ、橋本家（角灰屋）の経営組織が近世期において最も拡大した時期がほぼこの頃に当たると考えられ、体系的な帳簿組織が描けることから、サンプル的に例示した。経営帳簿の階層構造を示す場合、どの時期を基軸に据えるかが重要なポイントとなる。

- (15) 「毎日算用帳」は、天保八年・同九年（→同十年まで記帳）・同十一年（弘化元年まで記帳）・弘化二年（嘉永三年まで記帳）・嘉永四年（安政五年まで記帳）・安政六年（慶応元年まで記帳）の六冊がある。なお、月ごとに記帳した帳簿でありながら「毎日算用帳」と銘打たれている点については明らかにでない。天保十一年のものには「毎月算用帳」と書かれており、こちらの方が帳簿の性格に合致した名称であると言える。

- (16) 御調郡三原町では、元禄十三年に三原古浜が開発されていたが、天保十二年頃橋本吉兵衛によって古浜に隣接する東野村

に新浜（天保浜）が開発されている。新浜には、「天保浜元締所」という会所施設が置かれ、橋本家による小作経営が展開されていた。なお、明治二十一年の時点では、古浜の経営面積は一四町四反二五歩・九戸、新浜は一三町六反八畝歩・八戸であった（『三原市史』第七巻 民俗編九〇頁）。

- (17) なお、「為替書抜帳」と同様の性格をもつ帳簿として「金銀出入帳」・「銀歩請払帳」・「為替別請払」がある。これらの諸帳簿は、「為替書抜帳」と同様に、それぞれ「金銀受払帳」の中の「金出入」・「銀歩払（入）」・「別方出入」の各部門を抜き出して整理したものと考えられる。

- (18) 図2における今後の検討課題としては、まず納戸と本家のそれぞれのシリーズレベルの把握の問題が挙げられる。「本家惣勘定帳」の費目から、「為替方」・「銀方」・「小払方」・「家賃方」の四つのシリーズの設定が考えられるが、納戸以外で行われる本家の活動との関係が明らかにできていない。

また、経営組織についても、ここでは、店と肥浜以下の塩田経営とを同列扱いにしているが、橋本家と塩田の支配人との関係を詰める必要がある。また、塩田相互の関係についても、天保浜では「天保浜元締所」（明治以降「橋本支店」と称される）といった会所が設けられているのに対し、他の塩田ではそのような組織は見られない。この点の考察も今後の課

題である。

(19) 大藤修「近世文書の整理と目録編成の理論と技法」(注へ2)

(20) 渡辺浩一「尾張国名古屋元材木町大山屋神戸家文書目録解題」

(注へ4)。

(21) 大藤修「近世文書の整理と目録編成の理論と技法」(注へ2)

二〇一・二〇四頁。

〔付記〕

本稿は、平成八年度史料管理学研修会(長期研修課程)において提出した研修レポートをもとに作成したものである。

(にしむかい こうすけ 研究員)